

ごみの出し方について ~問い合わせが多いもの~

日頃より、ごみの分別にご協力いただきありがとうございます。今回、ごみの分別について問い合わせが多いものを、解決方法とともに紹介します。今後のごみ出しの参考にしてください。

▶燃えるごみ

Q ロープやホースのような長いものは、どのようにごみ出しをするのですか

A ロープやホース等は、そのまま出すと、処分場の機械が故障する原因になります。燃えるごみに出すときは、必ず1メートル以内に切って出してください。

▶金属ごみ・缶類

Q 金属にガラスやプラスチックがついているものはどのようにごみ出しを行うのですか(例:傘、フライパンの蓋等)

A 取り外しが可能なものは取り外しを行ってください。取り外しができないものは、そのまま金属ごみとして出してください。

Q 塗料やエンジンオイル等の油が入っていた空き缶は、缶類でごみ出ししてよいですか

A 塗料やエンジンオイル等の油が入っていた空き缶は、缶類でのごみ収集はできません。金属ごみとして出してください。

Q サビている缶や汚れている缶は、缶類でごみ出ししてよいですか

A サビている缶や汚れている缶は、缶類でのごみ収集はできません。金属ごみとして出してください。

▶ビン類・ガラス類

Q ビンを出す時に、ビン類とガラス類で分かれていてどっちで出せばいいのかわかりません。

A ビン類として出すことができるのは、飲料ビン、酒類、佃煮などの食品が入っていたビン、調味料のビンになります。
ガラス類として出すべきビンは、油が入っていたビン、化粧品のビンになります。見た目は同じビンでも、ビンの成分が異なるため、油が入っていたビンや化粧品のビンはガラス類になります。

▶ペットボトル・缶類

Q ペットボトルや缶類を出すときに、少しでも多く出すためにつぶして出したいけど、どうしてつぶして出してはいけないのですか。

A 収集したペットボトルや缶類をクリーンパークファイブでリサイクルする際に、ペットボトルや缶類がつぶれていると、リサイクル作業に支障があるため、つぶさずにで出してください。

リサイクル推進・ごみの減量化のため、ごみの分別についてご協力をお願いします。

また、令和6年5月より、リチウムイオン電池などの小型充電式電池の拠点回収を始めました。ご家庭で不要となりました小型充電式電池につきましては、税務住民課環境対策係へお持ちください。

疑問点や不明点については、下記までお問い合わせください。

問 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579

盛土等の行為には許可・届出が必要となります。

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴う盛土の崩落により甚大な人的・物的被害が発生しました。

これを踏まえて、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で規制する「盛土規制法」が制定されました。

〔盛土規制法とは〕

- ① 2種類の**規制区域**を熊本県が指定します。
- ② 規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合には、**許可・届出**が必要となります。
- ③ **許可**を受けるためには、法定の**安全基準**を満たす必要があります。
- ④ 規制区域内の盛土等が行われている土地では、**土地所有者等**が、常に**安全な状態**を維持する責務があります。

〔盛土規制法Q&A〕

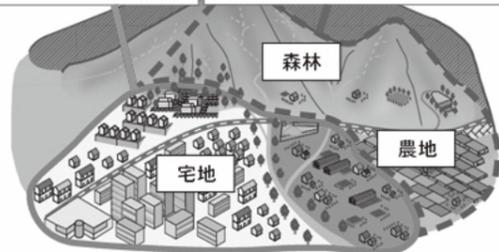
Q: 規制区域とは何ですか?

A: 盛土等の災害から、人命を守るために指定される区域です。

〔宅地造成等工事規制区域〕と〔特定盛土等規制区域〕の2種類があります。

特定盛土等規制区域
市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうる区域等を指定

宅地造成等工事規制区域
市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域を指定



引用元:国土交通省パンフレット

Q: どのような行為が許可・届出の対象となりますか?

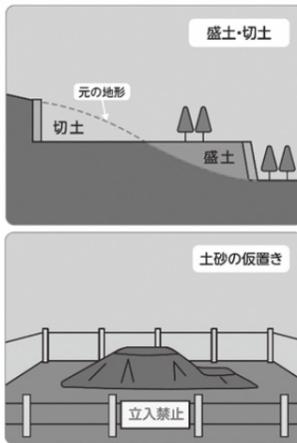
A: 一定規模以上の盛土・切土や、一時的な土石の堆積が対象となります。

例えば:

- ・農地に盛土をして宅地にする
 - ・盛土・切土をして、山に太陽光パネルを設置する
 - ・土捨て場をつくる
 - ・農地を土砂の一時的な保管場所として貸し出し、土砂を置く
- などの行為が対象となります。

◆注意◆

農地などの土地を業者に貸し出し、その業者が無許可で盛土等を行った場合、危険な盛土等を行ったりする場合は、業者だけでなく、土地所有者等も責任を問われます。



【お問い合わせ】

◆熊本県土木部建築住宅局
建築課盛土対策・宅地指導班
電話:096-333-2542
電子メール:kenchiku@pref.kumamoto.lg.jp



県ホームページ



国交省ホームページ



イラストについては国交省パンフレットより引用